大垣市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

第1条による改正 (大垣市税条例 (昭和25年条例第24号))

改正案 現 行

(市民税の申告)

第28条の2 略

2~4 略

5 第1項又は第4項の場合において、前年 において支払を受けた給与で所得税法第 190条の規定の適用を受けたものを有す る者で市内に住所を有するものが、第1 項の申告書を提出するときは、法第317 条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行 規則で定めるものについては、施行規則 で定める記載によることができる。

6~8 略

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親</u> 族等申告書)

- 第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
 - (2) 扶養親族の氏名
 - (3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に</u> 該当する場合には、その旨
 - (4) その他施行規則で定める事項

(市民税の申告)

第28条の2 略

2~4 略

5~7 略

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親</u> 族申告書)

- 第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
 - (2) 扶養親族の氏名
 - (3) その他施行規則で定める事項

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の 扶養親族等申告書)

- 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項 の規定により同項に規定する申告書を提 出しなければならない者又は法の施行地 において同項に規定する公的年金等(所 得税法第203条の7の規定の適用を受ける ものを除く。以下この項において「公的 年金等」という。)の支払を受ける者であ って、扶養親族(控除対象扶養親族を除 く。)を有する者若しくは単身児童扶養者 である者(以下この条において「公的年金 等受給者」という。)で市内に住所を有す るものは、当該申告書の提出の際に経由 すべき所得税法第203条の6第1項に規定 する公的年金等の支払者(以下この条に おいて「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受け る日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した 申告書を、当該公的年金等支払者を経由 して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 当該公的年金等支払者の名称
 - (2) 扶養親族の氏名
 - (3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶</u> 養者に該当する場合には、その旨
 - (4) その他施行規則で定める事項
- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定 による申告書を公的年金等支払者を経由 して提出する場合において、当該申告書 に記載すべき事項がその年の前年におい て当該公的年金等支払者を経由して提出 した前項又は法第317条の3の3第1項の規 定による申告書に記載した事項と異動が

現行

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の 扶養親族申告書)

第28条の3の3 所得税法<u>第203条の5第1項</u> の規定により同項に規定する申告書を提出しなければ<u>ならない者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項の</u>公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項
- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定 による申告書を公的年金等支払者を経由 して提出する場合において、当該申告書 に記載すべき事項がその年の前年におい て当該公的年金等支払者を経由して提出 した前項又は法第317条の3の3第1項の規 定による申告書に記載した事項と異動が

ないときは、公的年金等受給者は、当該 公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の6</u> 第2項に規定する国税庁長官の承認を受 けている場合に限り、施行規則で定める ところにより、前項又は法第317条の3の3 第1項の規定により記載すべき事項に代 えて当該異動がない旨を記載した前項又 は法第317条の3の3第1項の規定による申 告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第28条の4 市民税の納税義務者が第28条の2第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2~3 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第18条の2 法第451条第1項第1号(同条第4 項において準用する場合を含む。)に掲げ る三輪以上の軽自動車(自家用のものに

現行

ないときは、公的年金等受給者は、当該 公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の5</u> <u>第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受 けている場合に限り、施行規則で定める ところにより、前項又は法第317条の3の3 第1項の規定により記載すべき事項に代 えて当該異動がない旨を記載した前項又 は法第317条の3の3第1項の規定による申 告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第28条の4 市民税の納税義務者が第28条の2第1項若しくは第2項の規定によって 提出すべき申告書を正当な理由がなくて 提出しなかった場合又は同条第6項若し くは第7項の規定によって申告すべき事 項について正当な理由がなくて申告をし なかった場合においては、その者に対し、 10万円以下の過料を科する。

2~3 略

現行

限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第18条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第18条の2の2 略

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第18条の4の規定により読み替えられた第65条の7第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第18条の2 略

接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における 納付すべき軽自動車税の環境性能割の額 は、同項の不足額に、これに100分の10 の割合を乗じて計算した金額を加算した 金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第18条の6 略

2 略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって 乗用のものに対する第65条の5 (第2号に 係る部分に限る。)及び前項の規定の適用 については、当該軽自動車の取得が特定 期間に行われたときに限り、これらの規 定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」 とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法<u>附則第30条第1項</u>に規定する三 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車両 番号の<u>指定(次項から第4項までにおいて</u> 「初回車両番号指定」という。)を受けた 月から起算して14年を経過した月の属す (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第18条の6 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法<u>附則第30条</u>に規定する三輪以上 の軽自動車に対する当該軽自動車が最初 の法第444条第3項に規定する車両番号の <u>指定</u>を受けた月から起算して14年を経過 した月の属する年度以後の年度分の軽自 動車税の種別割に係る第66条の規定の適

る年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割に係る第66条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に 掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66 条の規定の適用については、当該軽自動 車が平成31年4月1日から令和2年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には令和2年度分の軽自動車税の種別 割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1 日から令和3年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には令和3年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	<u>3,900 円</u>	<u>1,000円</u>
<u>第2号ア(ウ) a</u>	6,900 円	1,800円
	10,800 円	2,700円
<u>第2号ア(ウ) b</u>	3,800 円	<u>1,000円</u>
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に 掲げる法第446条第1項第3号に規定する ガソリン軽自動車(以下この項及び次項 において「ガソリン軽自動車」という。) のうち三輪以上のものに対する第66条の 規定の適用については、当該ガソリン軽 自動車が平成31年4月1日から令和2年3月 31日までの間に初回車両番号指定を受け 現行

用については、当分の間、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

略

現行

た場合には令和2年度分の軽自動車税の 種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和3年度分の軽自動車税の種別割に 限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	<u>3,900 円</u>	<u>2,000円</u>
第2号ア(ウ) a	6,900 円	3,500円
	10,800 円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800 円	3,800円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に 掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上 のもの(前項の規定の適用を受けるもの を除く。)に対する第66条の規定の適用に ついては、当該ガソリン軽自動車が平成 31年4月1日から令和2年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には令 和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、 当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日 から令和3年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900 円</u>	<u>3,000円</u>
<u>第2号ア(ウ) a</u>	<u>6,900 円</u>	<u>5,200円</u>
	10,800 円	8,100円
<u>第2号ア(ウ)b</u>	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

現行

第20条 市長は、軽自動車税の種別割の賦

課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前 条第2項から第4項までの規定の適用を受 ける三輪以上の軽自動車に該当するかど うかの判断をするときは、国土交通大臣 の認定等(法附則第30条の2第1項に規定 する国土交通大臣の認定等をいう。次項 において同じ。)に基づき当該判断をする ものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別 割の額について不足額があることを第67 条第2項の納期限(納期限の延長があった ときは、その延長された納期限)後にお いて知った場合において、当該事実が生 じた原因が、国土交通大臣の認定等の申 請をした者が偽りその他不正の手段(当 該申請をした者に当該申請に必要な情報 を直接又は間接に提供した者の偽りその 他不正の手段を含む。)により国土交通大 臣の認定等を受けたことを事由として国 土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等 を取り消したことによるものであるとき は、当該申請をした者又はその一般承継 人を賦課期日現在における当該不足額に 係る三輪以上の軽自動車の所有者とみな して、軽自動車税の種別割に関する規定 (第69条及び第70条の規定を除く。)を適 用する<u>。</u>
- 3 前項の規定の適用がある場合における 納付すべき軽自動車税の種別割の額は、 同項の不足額に、これに100分の10の割合 を乗じて計算した金額を加算した金額と する。

第20条 削除

第2条による改正 (大垣市税条例 (昭和25年条例第24号))

改正案

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第34条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号) の規定による生活扶助を受けている者
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は</u> <u>単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の 合計所得金額が 135 万円を超える場合 を除く。)

2 · 3 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法附則第30条第1項に規定する 三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動 車が最初の法第444条第3項に規定する 車両番号の指定(次項から<u>第5項</u>までに おいて「初回車両番号指定」という。)を 受けた月から起算して14年を経過した 月の属する年度以後の年度分の軽自動車 税の種別割に係る第66条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

略

2~4 略

<u>5</u> 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、

現行

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第 17 条 次の各号のいずれかに該当する 者に対しては、市民税(第 2 号に該当する 者にあっては、第 34 条の 2 の規定により 課する所得割(以下「分離課税に係る所得 割」という。)を除く。)を課さない。た だし、法の施行地に住所を有しない者に ついては、この限りでない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号) の規定による生活扶助を受けている者
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。)

2 · 3 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法附則第30条第1項に規定する 三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動 車が最初の法第444条第3項に規定する 車両番号の指定(次項から第4項までに おいて「初回車両番号指定」という。)を 受けた月から起算して14年を経過した 月の属する年度以後の年度分の軽自動車 税の種別割に係る第66条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

略

2~4 略

現行

自家用の乗用のものに対する第 66 条の 規定の適用については、当該軽自動車が 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種 別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月1日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、 第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第20条 市長は、軽自動車税の種別割の賦 課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前 条第2項から第5項までの規定の適用を 受ける三輪以上の軽自動車に該当するか どうかの判断をするときは、国土交通大 臣の認定等(法附則第30条の2第1項に 規定する国土交通大臣の認定等をいう。 次項において同じ。)に基づき当該判断を するものとする。

2~3 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第20条 市長は、軽自動車税の種別割の賦 課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前 条第2項から第4項までの規定の適用を 受ける三輪以上の軽自動車に該当するか どうかの判断をするときは、国土交通大 臣の認定等(法附則第30条の2第1項に 規定する国土交通大臣の認定等をいう。 次項において同じ。)に基づき当該判断を するものとする。

2~3 略